

香美市教育委員会 障害者活躍推進計画

機 関 名	香美市教育委員会
任 命 権 者	香美市教育委員会
計 画 期 間	令和2年度から令和6年度までの5年間
香美市における障害者雇用に関する課題	<p>香美市教育委員会は、特例認定によって香美市（市長部局等）と合算して障害者任免状況の通報を行っています。</p> <p>本教育委員会職員のうち非常勤職員以外の職員は、香美市（市長務局等）からの出向職員であるため、香美市人事担当部署と協議を行いつつ、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指します。そして、採用後に障害のある職員が能力を最大限に発揮し、活躍できる体制及び環境整備に努めます。</p> <p>また、障害のある職員を含む全ての職員にとって快適で働きやすい職場づくりに取り組む必要があります。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	<p>(目 標) 各年6月1日時点において法定雇用率を上回る</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>(目 標) 離職者を生じさせない</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により定着状況の把握・進捗管理</p>
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者は、香美市総務課長を選任します。</p> <p>障害のある職員等の相談窓口として、障害者職業生活相談員を選任し、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>従来の業務遂行が困難などの場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。必要に応じて他機関の事例の調査や労働局等関係機関に相談を行います。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価面談等の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等を把握し、その内容に応じた必要な措置を講じます。</p> <p>なお、措置を講ずるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>